

議第百九号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 ウイルス性肝炎（B型肝炎及びC型肝炎に限る。）の患者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一一の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）による清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二一の項第五号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第六号」を「第八号」に改め、「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を「児童扶養手当関係情報」に改め、「（昭和三十九年法律第三百三十四号）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次のように加える。

2 別表第一一の項第二号に掲げる事務

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十

五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第三二の項中「第六号」を「第八号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例による清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に関する事務について個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができるようにする等のため、この条例を定めようとする。